

平成27年7月6日  
平塚市行政改革推進委員会資料

## 平成27年度事業評価の実施手法と対象事業の選定について

### 1 実施概要

#### (1) 目的

限られた人材や財源を有効に活用するために、市政のスリム化（事業等の廃止、縮小の可能性）や効率化などの検証が行われ、外部の視点で行政サービスの見直しを進める。

#### (2) 日時 平成27年8月23日（日）9時40分～16時30分

※時間は、事業内容等により、前後する場合がある。

時間	内容
9:40～9:50	開会
9:50～11:40	施設（110分）
11:40～12:40	休憩
12:40～13:50	事業1（70分）
13:55～15:05	事業2（70分）
15:15～16:25	事業3（70分）
16:25～16:30	閉会

平成27年3月19日の平塚市行政改革推進委員会では、「平日昼間（※夜間も検討する）」としていたが、同委員会における市民参加に関する意見を受け、市民が傍聴しやすいと考えられる日曜日に変更した。

#### (3) 場所 ひらつか市民活動センター会議室

#### (4) 事業数

ア 施設 1施設

イ 事業 3事業

#### (5) 作業体制 平塚市行政改革推進委員会委員7名

ア 学識経験者2名

イ 市内の公共的団体の代表者3名

ウ その他市長が適当と認める者（公募市民）2名

平成27年3月19日の平塚市行政改革推進委員会では、「平成27年度も臨時委員として市職員が参加する」としていたが、同委員会における意見を受け、市職員は臨時委員として参加しないこととした。

## (6) 事業説明シート

事業については資料1-2を用いる。

施設については資料1-3を基本とし、実施する施設の内容により調整する。

昨年度の事業評価の御意見を受け、対象となる全ての事業で活動指標・成果指標を設定することとしている。しかし、事業によっては、外的要因に大きく左右されるものや市単体で達成できない目的もあり、アウトカムでの指標設定が難しい事業もある。したがって、資料1-3には、指標の設定とともに「上位施策（総合計画の施策）への貢献」を文章で説明する欄を新たに設けている。

(7) 作業の流れ 1事業70分程度を基本とし、状況により増減する。また、施設に関しては、内容により、別途調整する。

【選定理由等説明(事務局、2分)⇒事業概要説明(13分)⇒質疑応答・議論(40分)⇒判定・まとめ(15分)】

平成27年3月19日の平塚市行政改革推進委員会では、「1事業当たり60分程度」としていたが、同委員会における意見を受け、「事業概要説明」及び「判定・まとめ」の時間を増やすこととした。また、市職員が臨時委員として参加しないこととなったため、「質疑応答・議論」についても委員1人当たりの発言可能な時間は増えることになる。

## (8) 判定区分

事業については、「現行どおり」「事業内容の見直し」「国・県」「廃止」とする(資料1-4参照)。

施設については、「施設の総量・配置」「施設の管理運営手法」「施設での事業内容」の3つの視点で判定することを基本とし、実施する施設の内容により調整する(資料1-5参照)。

平成27年3月19日の平塚市行政改革推進委員会における意見を受け、「見直し」の判定区分について、見直すべき項目・見直すべき方向性など、各委員が「見直し」と判定した理由が分かりやすいように変更した。また、事業の本質に着目するという事業評価の趣旨にのっとり、判定については、「事業内容」をどのようにするべきかに特化し、投入すべき資源(予算等)については、見直した結果に基づいて予算編成等の中で決定していくこととした。

## (9) 作業の公表

ア 平塚市情報公開条例等に基づき、作業及びそれに関する資料は公表する。

イ インターネット(動画配信サイト)で生中継を行い、市政の透明性を向上する。

## 2 対象事業等の選定

### (1) 施設

行政概要に掲載されている本市の公共施設（参考資料2参照）を基に、施設を単位として実施する。また、施設については、「3（1）」で提案する施設の中から選定する。

平成 27 年 3 月 19 日の平塚市行政改革推進委員会では、『施設系の事業（設備等を除く）を対象に、「事前に論点を明確にする。」「指定管理者を導入している施設は除外する。」「DBO 方式等の長期的な契約を行っている施設は除外する。」「建設事業は除外する。」ことを条件に選定する。』としていたが、”施設管理運営事業“の場合、これまでのように予算事業単位で実施することが難しく、選定される施設により、議論の内容や範囲が異なってくることから、施設を単位として実施することとした。

また、施設については、本市で初めて評価を実施することから、外部の視点から意見をいただきたい案件を複数提示し、その中から選定いただきたいと考えている。

### (2) 事業

次の条件で抽出した事業（資料1－6参照）の中から3事業を選定する。また、選定された施設に関連する事業は除外する。「3（2）」で提案する事業は、参考とする。

- ア 行政評価システムによる評価を行った平成26年度事業であること。
- イ 平成26年度、平成27年度共に予算が100万円以上の事業であること。
- ウ 過去3年以内に実施した事業を単位とした評価作業の対象事業ではないこと。  
※平成24年度事業仕分け、平成25年度庁内評価、平成26年度事業評価の対象事業を除外
- エ 「マニフェスト」「約束」関連事業（重点事業）には該当しないこと。
- オ 平成26年度予算において100%国県支出金の事業ではないこと。
- カ 義務的事業ではないこと。
- キ 行政内部の管理的事業ではないこと。
- ク 施設維持管理事業ではないこと。
- ケ 提案型協働事業ではないこと。

## 3 事務局提案事業

### (1) 施設

施設については、次のア～ウのいずれかを対象に評価を実施したい。

- ア 市役所周辺の貸館的機能を有する施設（勤労会館、青少年会館、教育会館）

市役所周辺には、貸館的機能を有する施設として、勤労会館（昭和55年度、働く市民の福祉の増進及び教養・文化の向上を目的とした施設）、青少年会館（昭和46年度、青少年の交流と活動の拠点施設）、教育会館（昭和54年度、教職員の研究研修、福利厚生の場）がある。

これらの施設は、それぞれの目的に沿った利用がなされているものの、厳しい財政状況のもとでは、老朽化に伴う修繕や管理運営への対応が難しくなってきたおり、管理運営手法や施設の複合化等の検討が必要であると考え。

#### イ 図書館（中央図書館、北図書館、西図書館、南図書館）

平塚市には、中央図書館と3の地区図書館が設置されている。平成25年度の実績で、4館と移動図書館車をあわせた蔵書数は約82万冊、年間貸出点数は約160万点、市民1人当たりの貸出点数は約6.2点であり、市民に広く活用されていると考えられる。

一方で管理運営には相当の経費を要している。また、近年では、指定管理者制度を導入する自治体もあり、管理運営手法等を検討する余地があると考え。

#### ウ 公民館（中央公民館、地区公民館）

平塚市には、中央公民館と25の地区公民館が設置されている。地区公民館は、ほぼ小学校区ごとに設置されており、その設置数の多さは本市の特色であり、生涯学習活動や地域住民の活動の拠点として活用されている。一方で、地区公民館の建替えに当たっては、工事費だけでも4億円程度要しているほか、管理運営にも相当の経費を要している。

このような中で、管理運営手法、受益者負担、施設の複合化等の検討が必要であると考え。

### (2) 事業

市の単独補助金・交付金がある事業から抽出した。

#### ア 産学共同研究支援事業（産業振興課）

この補助金は、中小企業等が大学等との共同研究により、新商品の開発や技術の改良等を行う際に補助するものであり、平成16年度から実施しているが、近年、産業界連携の機運も高まってきていることから、平成25年度から補助対象者を農業者や漁業者へも拡大している。

一方で、今までの利用状況から、ニーズの掘り起こしが課題になっており、外部の視点からの検討が必要である。

#### イ 自治会館等整備助成事業（協働推進課）

本市では、ほぼ小学校区ごとに生涯学習活動や地域住民の活動の拠点である地区公民館が設置されており、近隣他市と比べても充実している状況である。一方で、本事業は、地域活動の拠点となる自治会館等の新築、増改築、補修、土地の取得等に対し費用の一部を補助する制度である。今後、人口減少が進んでいくと想定され、厳しい財政状況の中、市が保有する施設の維持管理も難しくなっていくことが考えられ、補助の対象範囲等の見直しが必要である。

#### ウ ごみ減量推進事業（循環型社会推進課）

ごみの減量化・資源化を進めるためには、市民1人1人の理解と実践が不可欠であるため、各種啓発活動や助成を実施しているとのことであるが、厳しい財

政状況を踏まえると啓発活動や助成をどこまで実施するべきか検討していく必要があると考えられる。

#### エ 資源再生物収集運搬事業（環境施設課）

本制度は、自治会・資源回収協同組合・市の三者協調方式として、資源再生物を分別する自治会に対し、市が買上金を支払い、資源回収協同組合がそれを回収し、その経費の不足分を市が負担するものである。これは、昭和61年度から実施している手法であり、基本的なスキームは変わっておらず、現在の厳しい財政状況の中では、見直しが必要であると考えられる。

#### オ ブロック塀等倒壊予防策事業（建築指導課）

本事業は、平成16年度から開始し、これまでに危険なブロック塀を140箇所除却してきた。しかし、制度にメリハリをつけ、より取組を推進するに当たっては、時限的に実施する方が効果的であると考えられる。

#### カ 教職員福利厚生事業（教育総務課）

少なくとも平成21年度以降は現在の補助体系となっているが、自治体を取り巻く厳しい現状を踏まえると市が関与する範囲については検討の必要があると考える。

以 上